

貸切バス

レンタル
バス

利用料金
1/2 補助

バスを使って 出かけよう

～自治会、学校、冠婚葬祭 などなど
イベントで利用できます～



貸切バスやレンタルバスをお得に利用できる支援制度を実施しています。この制度は、自治会の旅行をはじめ、学校の遠足や部活動の遠征、保育所の園外活動、交流センターの研修などに利用できます。また、冠婚葬祭の送迎でも利用可能です。

自治会や学校等でバス利用を検討中の団体は、活用ください。また、貸切バスを利用する場合は、バス事業者が補助申請を行うため、面倒な事務手続きは不要です。

ぜひこの機会に、山陰各地を訪れていただき、地域の魅力を再発見してみませんか。

●補助対象期間

実施中～令和5年2月28日

●補助対象

市内に営業所のある貸切バス・レンタルバス事業者を利用し、安来市を出発地として、市内または、島根・鳥取両県の市町村へ移動する場合の利用料金を補助します。ただし、目的地またはその一部が島根・鳥取両県外であった場合は、補助対象となりません。

●補助率

利用料金の1/2（市補助分）

※県の事業である「貸切バス等による県民の県内移動支援事業補助金」の対象事業を利用した場合は、1/6（市補助分）

●補助上限額

貸切バス：契約1件あたり15万円

レンタルバス：1日1台あたり3万円

●利用方法

貸切バスを利用する場合

下記の貸切バス事業者へ直接ご相談ください。

レンタルバスを利用の場合

下記のレンタルバス事業者で、バスを予約。その予約した本人が直接、市へ実施計画書を提出する必要があります。

実施計画書などの申請方法はホームページ（右記の2次元コード）をご覧ください。



●注意事項

- ・利用申込者は安来市民の人または安来市内の団体の代表者に限ります。
- ・乗車定員11人以上のバスが対象です。
- ・県の事業である「貸切バス等による県民の県内移動支援事業補助金」以外の補助金との併用はできません。
- ・バス利用者の半数以上が市民でない場合、補助対象とならない場合があります。

問い合わせ

地域振興課 ☎23-3069

市内の貸切バス・レンタルバス事業者

伯太観光 ☎38-0631

広瀬観光 ☎32-2005

安来市場運送 ☎22-2672

